

平成28年宇治田原町文教厚生常任委員会

平成28年6月17日

午前10時開議

議事日程(1の1)

(健康福祉部所管分)

- 日程第1 付託議案審査  
議案第38号 宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第2 各課所管事項報告  
○介護医療課所管  
・国民健康保険税当初賦課状況について  
・介護保険料当初賦課状況について  
○健康児童課所管  
・病児保育事業の広域実施について  
・地域子育て支援センター事業(平成27年度事業報告)(平成28年度事業計画)について
- 日程第3 その他

議事日程(1の2)

(教育委員会所管分)

- 日程第1 各課所管事項報告  
○学校教育課所管  
・小中一貫教育推進協議会について
- 日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	7番	垣内秋弘	委員
副委員長	3番	山内実貴子	委員
	5番	今西久美子	委員
	8番	奥村房雄	委員
	9番	原田周一	委員

12番 田中 修 委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副 町 長	田 中 雅 和 君
教 育 長	増 田 千 秋 君
健 康 福 祉 部 長	光 嶋 隆 君
教 育 部 長	黒 川 剛 君
企 画 財 政 課 長	奥 谷 明 君
福 祉 課 課 長 補 佐	廣 島 照 美 君
介 護 医 療 課 長	青 山 公 紀 君
健 康 児 童 課 長	立 原 信 子 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	小 川 英 人 君
宇 治 田 原 保 育 所 長	山 下 愛 子 君
地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 所 長	中 田 正 代 君
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	池 尻 一 広 君
学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	下 岡 寛 史 君
社 会 教 育 課 長	岩 井 直 子 君
社 会 教 育 課 課 長 補 佐	塚 本 吏 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	村 山 和 弘 君
庶 務 係 長	岡 崎 貴 子 君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（垣内秋弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本委員会は、開会日に上程され付託されました議案第38号及び所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましてもお手元に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

なお、スムーズな委員会運営のため所管課の審査を分割し、初めに健康福祉部所管分を行い、その後教育委員会所管分を行うことにいたしたいと思っております。

また、本日の委員会において不適切な発言等がありました場合は、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

町当局におかれましても、所管職員の出席につきまして調整をよろしくお願いいたします。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） おはようございます。

一番茶も終了し、二番茶の準備の時期となっております。近畿地方は今月の4日に梅雨に入り、集中豪雨が心配される時期となっております。町におきましても、6月1日に町内防災パトロールを実施するなど災害につきましては万全を尽くしてまいり所存でございます。

皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。委員の皆様におかれましては平素から町行政の推進に何かとご尽力、ご理解を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

6月9日に開会していただきました6月定例議会におきましては、14日に一般質問をしていただき、本日は文教厚生常任委員会にご参集いただきましてありがとうございます。垣内委員長、山内副委員長のもと常任委員会を開催いただきまして、家庭的保育事業に関する条例の一部改正につきましてご審議をお願いするとともに、各課から所管事項の報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより、議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第38号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、お手元にあると思います議案第38号につきまして提案の説明をさせていただきます。

議案第38号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、当該基準に従い同様の措置を講じるものとして本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、待機児童の解消を目的とした保育士の配置条件の緩和及び小規模保育事業等の設備基準の規定を改正するものでございます。

以上、よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、立原健康児童課長から説明を申し上げますので、よろしくお願いいいたします。

○委員長（垣内秋弘） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） それでは、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて、ご説明申し上げます。お手元の議案第38号資料のほうをごらんください。

本町では、家庭的保育事業は現在実施しておりませんが、「市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない」と児童福祉法で規定されており、本町においても厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に従い、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で規定しています。

今回、保育の需要に対して保育の受け皿が不足していることに鑑み、小規模保育事業

等の職員の配置要件を弾力化するために当該省令が一部改正されたことに伴い、国の基準に従いまして本条例の一部を改正しているものです。

またあわせまして、今般、非常用の設備、避難用の設備の規制に関して合理化が図られ、建築基準法の施行令が一部改正されたことに伴いまして、本条例における避難用の階段の規定について所要の改正も行っております。

まず、1つ目の改正内容です。

小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における、職員の配置基準や資格要件が緩和されたことに伴いまして、特例規定を附則により追加しております。

1つ目としまして、朝夕等の児童が少数となる時間帯において、保育士等の配置の弾力化、要件の弾力化が図られております。これまでは、規定に従いゼロ歳児でしたらおおむね3人に1名、1、2歳児でしたらおおむね6人につき1名という形で保育士の配置の要件が定められておりました。この基準に従いまして、その配置の人数が1名となった場合も保育士の最低の配置は2人、最低でも配置することとされております。そちらのほうに、朝夕、特に人数が少ない時間帯が想定されますが、そのような場合において配置の必要な保育士が1名となる時間帯に限りまして、1名に加えて配置する保育士を保育士と同等の知識及び経験を有する一定の者にかえることができるとされております。

裏面いきまして、2つ目、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用とあります。

こちらのほうは、配置基準上必要な保育士は先ほどの基準に従いまして算定で配置の必要な人数が出ました職員は全て保育士とされておりました。かわることができたのは保健師及び看護師は1名に限り保育士とみなすことが従前よりできておりましたが、配置する職員の3分の1を超えない範囲内において幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができるというふうにされました。

3つ目におきましては、加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化ということで、開所時間を通じて必要となる保育士、全てお預かりしている児童数によって必要となる保育士は、全て保育士で配置しておりましたが、通常8時間勤務となっておりますので、8時間以上開所しておりますとどうしてもその8時間を超える部分にはプラスアルファの職員を配置する必要がございます。

その分におきまして、配置基準以上に必要となっている保育士の人数に対しましては、保育士と同等の知識及び経験を有する一定の者を保育士とみなすことができるとされております。

こちらのほうと、先ほどの幼稚園教諭、小学校教諭の活用もあわせて、いずれの場合も3分の2は保育士で、弾力化によって活用する部分の代替の職員は3分の1を超えない範囲に限るとされております。

以上が、保育士の配置基準の弾力化による内容のものです。

2番目としましては、建築基準法の改正に伴いましたものです。こちらにつきましては、建築基準法施行令が改正されたことに伴い、当該施行令を引用している本条例の避難用設備に関する規定について改正されるものです。

条例においては、小規模保育事業のA型、B型、C型と事業所内保育事業の保育所型と、小規模型の事業所内保育所保育事業に関しまして4階以上の施設において実施する場合は、保育室等が設けられている階までは屋内と階段室にはバルコニーまたは付室を通じて連絡することとされています。その付室の構造が、建築基準法施行令において国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限ると従前はそうされていたものが、国土交通大臣が定めた仕様を用いるものと同様以上の性能を有しているものとして国土交通大臣の認定を受けたものも可とするとされたものです。こちら、基準の変更にあわせて改定するものです。

施行日につきましては、いずれも公布の日から施行とさせていただきたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） まず、この家庭的保育事業等ということですが、現在宇治田原町にはないということですが、今後考えられるこういう事業について担当課としてどのように思っておられるか。宇治田原町でこういう事業が実際やられるとなったときに、具体的にどういうものを想定されているのでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 現在、町立の公立保育所1カ所でございますが、待機児童のほうは出ていない状況で何とか皆さんお預かりできている状況です。ただ、やはり最近はどうしても女性の社会進出ということでお仕事を始めたいというお母さんのご要望が強く、ゼロ歳、1歳の低年齢児からのお受け入れというのが非常に多くなっています。

その一方で、子どもの数も減少しておりますので若干のまだお預かりできる余裕はありますが、一方でまた少子化対策ということで少子化を防いで子どもをふやそうという

施策も打っておりますので、何らかのゼロ、1、2歳の子どもさんの増が見込まれたときにはその不足ということも考えられる状況が来るかもしれないとは思っております。

そのような中で、ゼロ、1、2歳のお預かりのキャパをふやすというような施策を打つ場合に、家庭的保育事業として考えられるのはその分のゼロ、1、2歳だけのものを民間に委託するとかいうことも、以前はそういうことも考えられるというようなことも子ども・子育て会議の中でも議論させていただいておりましたが、ただやっぱり採算ベースに乗るかということもありますので、民間の参入は非常に難しい課題があるかなと思っております。

また、今全国的に市町村が設置する保育所が減っている、定員が不足している状況がございまして、事業所内に設置されている民間の、職員のためだけの事業所内保育所を有効に活用しようというような動きも出ています。そのような状況で、例えばそういう従業員さんのためだけにつくられた保育所を広域的に利用するというようなことも考える場面が出てくるかとは思っておりますので、そのような場合にも備えた形で今回の改正も国の基準に合わせて改正させていただいたところではあります。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今回、国の改正に合わせたということですがけれども、これは絶対合わせないといけないという中身なんではないでしょうか、参酌して各自治体で決めたらいいという中身なんではないでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 今回の改正内容は、従うべき基準とされています。ただ、従うべき基準といいましてもそれ以上の厳しい条件をつけることは可能となりますので、こちらに関しては弾力化で緩和措置になりますので厳しい措置をとることは可能ですが、これ以上の緩和はとることはできないとされております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） ちょっと資料を調べたんですけども、保育所等々の事故、特に死亡事故、全国的に見れば結構起きているんですね。それで、2001年度に小泉首相が待機児童ゼロ作戦というのを打ち出しまして、認可園について年度途中で定員25%増までオーケーと定員弾力化の枠が撤廃をされたり、保育士定数の8割以上は常勤という規定も非常勤保育士で構わないというような、そういう規制緩和をやりました。それ以降、認可保育園でも子どもの死亡事故というのは非常にふえているというそういう現実数字が上がっております。

認可外でしたらもっと多いんですけども、私はそういう意味では基準というのは緩和すべきではないというふうに思っているんです。特に、今はないから関係ないやないかということもあるかもしれませんが、今後宇治田原町でも事業所内の保育所ができるかもしれない。そういうときに、これが基準になるわけですね。そういったときに、弾力化というように言葉としてはよくおっしゃいますけれどもやっぱり規制緩和なんです。基準がやっぱり低くなっているというふうに言わざるを得ない中で、町長いつも子どもは宝や宝やおっしゃっていますけれども、その宝である子どもを預かる保育所の規制を緩和して、全国的な例でもさっき言いましたけれども、本当に子どもたちが安全に過ごせないような状況に規制を緩和すること自体、町としてどのように思われているのか、ちょっと副町長にお話をお伺いしたいと思っています。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 規制の緩和につきましては、確かに安全の面におきましては十分慎重な対応は必要だというのはまず1点考えます。そういう観点から、今回の緩和について個々に見ていきますと、先ほど保育士のいわゆる配置の説明がありますけれども、この中で特に1項目めでも2項目めでも触れました、やはり定数の中につきましてはきちっとした保育士という限定を加えた上で、1項目めにつきましては一定、定数というか時間の限るそのほかのという意味からしますと、一定の緩和についてはやむを得ないと。

しかも、緩和するに当たっても誰でもいいというんじゃなくしてやはり町長が認める保育士と同等の知識あるいは経験を有する者と、あるいは2項目めにつきましても幼稚園教諭あるいは小学校、こういった一定の資格を持った者であるというようなこともありまして、何でもかんでもオーケーだというそういういわゆる野方図な規制の緩和ではない、一定の枠をはめた上での緩和ということでありますので、今回の緩和についても一定こういった保育士がなかなか確保できない、そういった状況についてはやむを得ない規制の緩和ではないかというふうには考えるところでございます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 一定やむを得ないというお話でしたけれども、以前はうつぶせ寝などによるものが死亡事故としては多かったんですけども、先ほど申しました2001年度以降は保育士が目を離した際の事故とか、経験不足の短時間保育士が穴埋めする現場が事故の背景と思われる事例がふえたと、こういう報告もあるんですね。保育士がなかなか確保できないというようなお話も今ありましたけれども、だからその規

制緩和をしてほかの免許を持っている人でもいいというのは、私は本末転倒やと思います。

それよりも、国として保育士の待遇改善とか保育士をきちんと確保して責任のある保育行政を実施できるようにしていくのが、私は国の責任だというふうに思っています。また、宇治田原町においては今現在本当に不足しているわけじゃないという、さっきお話にもありました。何も規制を緩和する必要は私は一切ないと思います。国の言いなりに規制を緩めて弾力化する必要はないというふうに思いますので、その点指摘を申し上げて終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれで終了いたします。討論、採決に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第38号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手多数。よって議案第38号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、文教厚生常任委員会へ付託されました議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時22分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、介護医療課所管の国民健康保険税当初賦課状況について、説明を求めます。青山介護医療課長。

○介護医療課長（青山公紀） それでは、平成28年度の国民健康保険税の当初賦課ということでご説明させていただきたいと思います。

A4版の表裏両面刷りのものをごらんいただけますでしょうか。

国民健康保険税の本算定は、6月2日に行っております。そうしまして、6月13日午後には郵便局に持ち込み、発送を完了しているところでございます。

まず、当初予算額でございますけれども、税率には医療分と介護分、そして支援金分ということで分かれておるところでございます。

まず、予算積算時に積算しました医療費分につきましては1億8,940万3,731円でございます。これに対して、賦課後になりますけれども1億8,978万1,500円ということで、37万7,769円の増となっております。

介護医療分につきましては、予算積算時は1,865万3,902円、賦課後につきましては2,036万3,200円ということでございます。差額としましては170万9,298円の増額ということになっております。

続きまして、支援金分でございますが、これにつきましては予算積算時4,592万6,096円ということでございます。賦課後につきましては4,644万8,600円ということで、52万2,504円の増となっております。

続きまして、医療分、特にその下、医療分に対する支出ということで抜粋させていただいております。ここにつきましては、平成27年度と28年度ということで比較をさせていただいております。

まず、①調定額でございますが、差だけ申し上げますと増減としましては1,417万2,500円ということで増額となっております。2番目の基準所得額でございますけれども、これにつきましては2,198万4,689円の減ということでございます。そして、3番目の世帯数におきましては、昨年同様賦課時におきましては同数ということでございました。

この②の基準所得額と③の世帯数を割らせていただきまして、1件当たり世帯所得額ということで②割る③ということで1万6,117円の減という状況でございました。また、世帯調定額につきましては①の調定額を③の世帯数で割らせていただきまして1万390円の増額ということになっております。

平成28年度医療費給付におきましては、3,000万円の財源不足を見込ませていただきまして、一般会計からの財政支援1,500万円を受けるとともに税率改定による財源確保ということで1,500万円を改定できるように実施させていただきましたけれども、やはり②の基準所得額が前年度比で約2,200万円近く減少したということで、1番目の調定額なんですけれども増減としましては1,400万円余りになったという状況でございます。

参考に、その下、1人当たりの医療分なんですけれども所得額といたしまして昨年度と比較させていただいておりまして6,316円増、調定額におきましては昨年度比7,168円の増ということになっております。参考に、本算定日現在の世帯数と被保険者ということで挙げさせていただいております。世帯数は、先ほど申し上げさせていただきましたけれども増減がなく、被保険者につきましてはやはり58人ということで減少ということになっております。やはり、被保険者数が前年と比較して減少するというので、保険者規模は年々小さくなってきているということでございます。しかしながら、1件当たりの医療費がふえてきており国保財政に与える影響につきましては大きくなっているということでございます。

医療費総額を増大させるというような要因としましては、入院、手術、血管障がいなど生活習慣に起因したものが依然として多いというような状況でございます。医療費を抑制するためには、さらなる被保険者の方の健康意識の向上とか重症化する前での早期治療に取り組むことが重要となってきているところでございます。

続きまして、裏面をごらんいただけますでしょうか。

裏面につきましては、平成28年度税制改正の影響につきまして負担能力に応じて負担を求めるということで、限度額の引き上げにより負担能力を有する高所得者の方に負担を求めるとともに、低所得者の方に対しましては軽減措置の拡大を実施しておるところでございます。

(1)なんですけれども、賦課限度額の改正ということで、賦課限度額は医療分で2万円、介護分は増減なし、支援金分で2万円ということで増加しております。限度額の超過世帯なんですけれども、医療分で7世帯増、介護分で14世帯が12世帯ということで2世帯の減、そして支援金分で22世帯が18世帯ということで4世帯の減となるところでございます。

その下、(2)なんですけれども、軽減措置対象者の拡充ということで、これにつきましては算定方法で総所得金額が計算式以下の世帯ということで、5割軽減ですと26万円

を26万5,000円に、2割軽減では47万円を48万円に変更させていただいております。今回の算定で、軽減世帯数7割減の変更はございませんでしたけれども、298世帯が263世帯ということで35世帯の減、それと5割軽減につきましては167世帯が173世帯ということで6世帯の増ということで、そして2割軽減では183世帯が180世帯ということで3世帯の減というような状況になっております。

簡単ですけれども、以上賦課の状況とさせていただきます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 今の最後の、軽減措置対象者の拡充のところなんですけれども、ちょっと教えてほしいんですが、7割軽減は変更がないと、5割と2割について拡充をされたということで、確かに5割の方は軽減世帯も軽減保険者数もふえていますけれども、これ変化がないのに7割がこれだけ減っていったり今まで2割やった方が5割になったのかなとも思うんですけれども、それにしても数字が、2割の方もかなり減っているのは、これはどうしてですか。

○委員長（垣内秋弘） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 7割減で35世帯ということで、これにつきましては未申告の方が9名ほどおられまして、その方々の申告がちょっと未でしたので軽減が減っているというような状況でございます。それと、平成27年度につきましては新名神とか山手線の関係で収入がふえておられる方がおられます。その方々の、所得税的には控除がございますので公共事業ということでかかりませんけれども、算定につきましてはそれが収入として入ってきますので、算定の基礎となりますのでそのあたりでことしはふえたかなと分析しております。

○委員（今西久美子） 2割は。同じ理由ですか。

○委員長（垣内秋弘） 2割の。青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 2割の方につきましては、すみません……

○委員長（垣内秋弘） ちょっと、暫時休憩します。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時35分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を始めます。青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） すみません、申しわけございません。

2割の軽減の方につきましては、やはり改定して5割になっているということでござ

います。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 先ほど、未申告が9人というふうにおっしゃいましたけれども、7割のところ。これ、申告をされれば軽減に係る可能性があるということではないですか。

○委員長（垣内秋弘） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） はい、そうでございます。一応、未申告の方につきましては今現在、通知を送らせてもらいまして、また7月以降再確定ということで下がる可能性がございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） それと、1枚目の基準所得額ですがかなり下がっていますね。これは、加入者の所得が下がっているというそういう意味ですか、世帯も含めてですけども。ちょっとそこだけ教えてください。

○委員長（垣内秋弘） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） はい。一応、加入者の世帯のやっぱり所得が下がっているということでございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） なぜその辺の所得が下がっているのかとか分析とかはされていますか。

○委員長（垣内秋弘） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 申しわけございません。分析等はしておりません。ただ、やはり社会的になかなか苦しいところがあるのかなという、所得も下がってきているというような状況かと思えます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 基準所得が下がっているのに保険税が上がるという、本当に矛盾したことかなというふうに思います。

それともう1点、国保の滞納についても町民税等と同じように税機構に送られておりますけれども、昨年度の差し押さえ件数等々の資料を、今じゃなくてもいいのでぜひ提出をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） すみません、そうしましたら申しわけございませんけれど

も後日ということでもよろしく願います。

○委員（今西久美子） はい。結構です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 今、ちょっと今西委員からも出ていまして、基準所得額が平成27年、28年比べてもこう下がっていると。それに対して保険料が上がるということなんですけれども、これは今後こういった現象が、我々のこの本町で見ますとずっと続いていくんじゃないかと思うんですね。これは国の経済政策にも関連してくることで、そのあたり一般会計から、今後も繰り出しがずっとやっていかないかんような状況が続くと予測されるんですけれども、その辺副町長はどういうふうにお考えですか。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） まず、前回5月補正のときにも一定国保につきましては繰り上げ充用ということで若干見直しましていたんですけれども、そういう中で今後とも厳しい状況であると。今回、いわゆる賦課しましたけれども、ほぼその予定通りの1,500万円繰り上げということなんですけれども、まだ累積のほうはかなり、4,000万円近くということがこのまま続く、ただそれとあわせて、これは今後我々としても国のほうにも要望していかなければいけないと思いますけれども、いわゆる国のほうからも消費税の関係で一定の支援ということも期待している部分もありましたけれども、そういった中も再度見直す中でやはり今後とも国保の状況は厳しいということ踏まえまして、今回も再度見直し計画ですか、そういった2期の計画につきましても再度十分精査し、そういう中でもあわせて特に高額な医療費とかそういったものがありますから、やはりそういった高額にかからないように、できるだけ事前に予防といいますか健診といいますか、そういったものを十分やっていくことによって医療費の削減については今後とも対応をしていき、そして町民の皆さんにもそのあたりについてはよくご理解を賜ってより医療費の削減についてのお互い尽力もしていくというようなことも訴えていくなりご理解も求めていきたいと、こんなふうには考えているところでございます。

○委員（原田周一） 結構です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて質疑を終了いたします。

次に、介護保険料当初賦課状況について、説明を求めます。青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） そうしましたら、続きまして介護保険料の当初賦課ということで状況を説明させていただきたいと思います。

介護保険料の算定につきましては、6月1日に保険料の本算定を行いまして先ほどの国民健康保険税と同様に6月13日午後に発送をさせていただいたところでございます。

横書きの1枚物なんですけれども、資料をごらんください。

まず、表の一番下なんですけれども、平成28年度の全体の第1号被保険者は4月現在なんですけれども2,640人と。27年に比べますと72人の増加となりました。賦課の合計額としましては、28年度で1億7,714万7,100円で、27年度と比べますと約850万円の増となっておりますところでございます。傾向としましては、第1段階から第4段階の低所得層で昨年度比にしますと減少しており、第5段階から第7段階のいわゆる中階層でふえている状況でございます。また、一番最後の11段階におきましても13名ということで増加しておる状況でございます。

それで、前年度と比べてやはり上層階層の方が多くなり保険料がふえたということで、原因としましては、先ほども国保税のときも申しあげましたけれども新名神とか山手線の関係の用地買収の収入ということでふえておられまして、第1から第4階層の方が5から8とか、11階層ということで上のほうに押し上げられたのが要因だと分析しておるところでございます。

平成28年度につきましても、国保税も同じなんですけれども用地買収等まだ少し名神のやつとかはあると思いますので、その方たちの所得も来年度につきましても換算しなくてはならないので、影響が出てくるのかなと考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて質疑を終了いたします。

次に、健康児童課所管の、病児保育事業の広域実施について、説明を求めます。立原課長。

○健康児童課長（立原信子） お手元にお配りしております資料でご説明させていただきます。

前回の委員会のほうでも実施についてご報告させていただいておりましたが、病児保育事業の広域実施についてご報告させていただきます。

趣旨としましては……。

○委員長（垣内秋弘） すみません、答弁者の方、全体に声が小さいので、今エアコンがかかっておりましてちょっと聞こえにくい部分もございますので、大きい声で、マイクをもうちょっと近づけてもうて。

○健康児童課長（立原信子） 趣旨としましては、乳幼児等の体調不良時において、保護者が子の看護ができない事態に対応するため、医療機関内に設備・体制が整えられた施設での病児保育を近隣市町との広域連携により実施することにより、児童の健全な育環境の整備を図るとともに保護者の子育てと就労の両立を支援するとしております。

実施内容につきましては、実施形態としまして京田辺市が田辺中央病院に委託して実施しております病児保育事業について、本町及び井手町が共同利用することとし、田辺中央病院と委託契約を締結いたします。

こちらのほうの子ども・子育て支援交付金の申請等は京田辺市が取りまとめまして、委託料につきましては1市2町で案分をさせていただくということになります。委託料は、先ほどの交付金の基準額ともなっております基本額と加算額、それと追加分となりますが基本額、追加分に関しましてはゼロ歳から小学校6年生までの全児童数で1市2町で案分いたしまして、加算額に関しましては利用に係るものですので利用者数で案分した形で委託料を案分することとなります。

実施施設につきましては、先ほど申しあげました田辺中央病院内で整備されておりますやすらぎ保育園の中の一角でございます施設で実施しております。対象児童につきましては、病期中・病気回復期のために集団保育が困難でかつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育できないため保育の欠けるお子さんで、町内在住の生後6カ月から小学校6年生までの児童となります。

定員は6名です。利用期間は原則連続7日以内となります。また、定員に満たない場合でも隔離部屋の空き状況や、診察の結果、また疾患や病態によっては利用できない場合がございます。

実施日につきましては、毎週月から金曜日で午前8時から午後5時30分までです。土曜日、日曜日、祝日と年末年始はお休みとなります。

利用料金につきましては、所得税課税世帯に関しましては1日当たり2,000円、非課税当たりは1日当たり1,000円で、いずれも別途昼食・おやつ代としまして350円が必要になります。また、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は利用料を免除いたします。

広域実施の内容については、以上となります。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） まず、生後6カ月から小学校6年までということで、この定員のところで前のときにもちょっとご質問させていただいたんですけども、疾患や病態によってはということでこれは当然病気によったら入院ということで、保育じゃなくてまた形態が変わってくると思うんですけども、一番下のこの実施日、午前8時から午後5時30分ということなんですけれども、これは延長というのはできないんですか。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 利用時間は、午前8時から5時30分までとなっております。朝はお預かりお子さんの状態を確認するために必ず診察が必要となっておりますので、ただ病院の診察開始時間を待たずして当直の医師による診察を先にして、できるだけ早いお預かりができるような体制を整えていただいております。

夕方に関しましては、遅くとも6時までにはお迎えにきていただきたいということで施設のほうは運用をされておりますので、あくまでただ利用時間としましては5時30分までとなっております。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） この宇治田原町から田辺中央病院まで行く、井手の場合ですと距離が約半分なんですけれども、これは倍以上かかるわけですね。当然、職場にもよるとは思うんですけども、これ5時半までということになればもうちょっと何か延長できるような方法の話し合いというのが現場とできないもんかと思うんですけども、そのあたりどうなんでしょう。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 本事業につきましては、田辺中央病院のほうで1市2町で広域的に実施しているものですので、1市2町との話もありますので、あと施設のほうとも協議させてもらってそちらの時間の延長が要望が多いようなことも出てきましたら、当然ながら協議を進めて対応可能かということは今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） せっかく、こういう私も過日提案させていただいて、こうして早急に実施していただいていることもあるんで、できる限り保護者にとっていいような方向

で、やっぱり同じ実施するんやったら実施していただきたいと思うんで、そういった意味では何とか柔軟に対応できるように、その延長ということも含めて今後ちょっと要望をお願いしていきたいと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 病児保育がついに実現をしたということで、評価をしたいと思いますが、私は子どもさんが病気のとくにでも働きに行かざるを得ないようなそういう働かされ方をしている社会全体が非常に大きな問題やなというふうには、それがまず前提にあるんだろうなというふうには思っております。

一つ、これもう既に実施をしているということでもいいのか、いつからやっているのかどうかということと、ちょっと説明あったかもしれないんですけども、それと京田辺市については既に今まで実施していたのかどうか、ちょっとその点をお聞かせください。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） こちらの施設、京田辺市が従前より最初は病後児のみの対応でされていたところを病児・病後児の体制を整えられて、もう既に実施しておられます。そちらのほうを、井手町と本町のほうが利用させていただくということで、施設側の受け入れはいつでもいけるということで協議が整い次第ということで、今もう既にお受け入れは可能となっております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 京田辺市の実績、京田辺市はここ1カ所だけなんですか、病児保育をやっているのは。京田辺市だけで今までどれぐらいの実績があったのかというのはご存じでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 京田辺市のほうは、これ以外にも個人の医院で実施されている病院がございます、2カ所で以前から実施されております。京田辺市のほうは、前年度末にお伺いしていた状況では150人強とはお聞きしていましたが、最新で3月末までのお預かりについて確認させていただいたところ188名、平成27年度に関してはお預かりをした実績があるとのことでした。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 私も、これ予算委員会で言ったかと思うんですけども、場所が京田辺市ということで非常に朝混む中を、行きはそうでもないんですけども帰りはめっちゃ混む中を預けて帰ってきて、例えば工業団地にお勤めなんかの方にしたら非常に

大変なんやと思うんですね。京田辺市では、個人医院でもというようなお話もありましたけれども、なかなか小児科というのはないのでその辺は厳しい面があるかとは思いますが、今後複数カ所、行きやすいところも含めてご検討をぜひともお願いしたい、これも要望にとどめておきます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） なしということで、これにて質疑を終了いたします。

次に、地域子育て支援センター事業（平成27年度事業報告）（平成28年度事業計画）について、説明を求めます。中田支援センター所長。

○地域子育て支援センター所長（中田正代） 失礼します。

ピンクの冊子をもとに報告させていただきます。

報告の前に、少し訂正がございます。

26ページをお開きください。申しわけありません。

平成27年度子育てサービス利用支援事業の真ん中の辺の取り組み内容のところ、相談事業が27件となっておりますけれども28件の誤りです。ご訂正のほうをよろしくお願いします。

それでは、地域子育て支援センター平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画を冊子に基づいて報告させていただきます。

情報量が多いために事前に配付させていただき、確認していただけていると思いますので、主要なところをはしりながら説明していきたいと思います。

平成14年度に宇治田原町地域子育て支援センターを設立して以降、地域の子育て支援拠点としての役割を担ってまいりましたが、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始し、当センターでは新たな事業にも積極的に取り組み子育て支援制度のさらなる充実を図っています。

1ページをお開きください。

地域子育て支援センターの情報ネットワークになっています各関係機関と連携をとりながら、さまざまな事業を展開しています。

2ページをごらんください。

事業の目的となっています。

3ページから7ページは、平成27年度の事業報告になります。毎月、ネンネ広場やヨチヨチ広場、おでかけ広場、あそびの広場、子育て講座、園庭解放等を実施していま

す。月平均では250人ほどの参加がありました。相談事業やまいまい広場、一般サークルを合わせて利用者延べ人数は4,149人となります。

8ページから10ページは、地域子育て支援センターの各事業の成果と課題になります。成果としては、ママたちのコミュニケーションづくりの場となったりお弁当を持つての参加者もふえ、またトリプルPや安心感の輪子育てプログラム等の連続講座を開催することにより、子育ての不安が解消され親子関係がよくなったと言われ、お母さん同士のつながりになりました。また、町長と子育て中の親子が交流する広場を開催することにより、お母さんの思いが町長に伝わり交流ができ、要望として受け取っていただけました。

現状では、子育て支援センターの部屋が1部屋しかなく、講座等の保育ルームが難しく、また相談やカウンセリング等がある場合、一般利用者に保育所ホールやみんなの家の利用をお願いすることもありました。

今後の課題としては、ネンネ広場やサークルの参加者が決まってきた参加者が減ってきているので、今後も乳幼児健診などに出向いてPR活動及び民生委員さんや社会福祉協議会、保健センターと連携をしながらさらなる周知に努めたいと思います。

新事業の、パパの子育て応援事業においては、父親が育児に関心を持っていただけるようになりましたが、参加人数が少なく周知の必要が大切だと思います。また、土曜日開催としていますが、土曜日も働いている父親も多いので休日開催も考えていかなければならないと思います。

今年度は、支援センターの移設の予定であり、今後は子育て講座開設時でも講座の対象外の親子が利用できるスペースを別に確保できるように工夫していきたいと思っております。

次に、11ページをごらんください。

家庭支援カウンセリング事業、臨床心理士による子育て相談となっています。専門家による子育て家族などに対する育児不安の相談や指導を行い、保健センターと連携し発達障がい等の早期発見に努めています。相談者数は一般と保育所児合わせて15件ありました。

13ページから19ページは、子育て支援センターの活動写真になります。

13ページ、ネンネ広場、ヨチヨチ広場は子どもの発達を月例別に知り、遊びの方法やかかわり方などを知り、親同士交流して子育て不安の解消になっております。

14ページはおでかけ広場の写真になっています。月5回から6回、町内各所の公共

施設にて一緒に遊んだり交流をしています。

14ページは町長と健康体操でリフレッシュをした後、子どもを預けて意見交換をしました。

15ページ、緑苑坂は子育て世代が一番多いので、月1回第1木曜日におでかけ広場を開催し、回覧板で毎月周知したことにより参加人数もふえています。緑苑坂だけの人数は110人でした。ほか、奥山田や体育館で運動会をしたり、消防署見学なども開催しています。

16ページ、あそびの広場では、交通教室やミニコンサート、クリスマス会等も開催しました。

17ページは工作広場を毎月第3木曜日に開催しています。食育広場は地元の食材を利用して親子クッキングを年3回実施しています。

18ページは子育て講座になっています。子育ての不安が解消され、ママ友づくりにもつながりました。

19ページです。27年度新規事業として、パパの子育て応援事業です。育児の不安を和らげ、楽しく積極的に子育てができるように、妊婦体験やパパが主役の講座や交流会を開催しました。参加人数は181人で、パパの参加は86人でした。まだまだ周知が必要だと思われます。

20ページはみんなの家の利用の報告になります。みんなの家は、異世代が交流しながら子育てをサポートする場で、子ども同士の遊び場、親同士が気軽に集える場として毎週火曜日と金曜日、午前10時から午後3時まで開館しています。ヨモギだんごづくりやクリスマスパーティー、餅つき、お茶教室など地域の方や異世代交流しながら開催しています。利用人数は、大人が652人、子どもが573人、一般が476人で合計1,701人となりました。

23ページは、ファミリーサポート事業の報告となります。ファミリーサポートとは、育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、会員同士で助け合う組織です。登録会員数は、「まかせてたい」が18名、「おねがいたい」が43名で、両方会員が5名、計66名となります。27年度の利用件数は45件になりました。

続きまして、26ページは平成27年度が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた子育てサービス利用支援事業を実施し、専門職員を当センターに配置して幅広い情報提供を行っています。取り組み内容としては、町内の子育て支援情報の収集やリーフレット発行等を実施しています。平成27年度の相談件数は、子育てや子どもの発達に

ついて等で28件ございました。

28ページから29ページは、28年度事業計画になります。

平成28年度当初主要事項調書にも記されていますとおり、今年度は新事業として町が主催する出産・子育てイベントの参加向上を目的として参加者にスタンプカードを配付し、スタンプ数に応じて子育てグッズをプレゼントする出産・子育てスタンプラリー事業や、子育てのサポーターとして欠かせない祖父母に対して現在の子育て中の不安や悩みを解決して自信を持って孫育てできるようにいきいき孫育て事業、そして楽しい出産・子育てができるよう妊婦さん同士の交流をしながら産前産後のママの体や赤ちゃんの世話、子育てについて話し合う妊婦さん広場などを実施します。

また、昨年と同じように親子の広場等各種事業の開催や相談、ファミリーサポート事業、集いの広場事業にも取り組んでいきたいと思っております。以上、報告を終わります。失礼します。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 昨年、子育てハンドブックでしたか、配っていただいたり、あと囑託の方を1人置いていただいて相談活動もやっていただいていますけれども、ちょっと今報告があったのかどうかあれなんですけれども、お母さん方の受けとめは、その2つの事業についてどんな感じでしょうか。ちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 中田所長。

○地域子育て支援センター所長（中田正代） 相談事業としては、お母さんたち、中身としては子育て支援センターも相談事業を以前からしていますので、同じようにトイレのしつけとかなかなかうまくいかない等とか、しつけの面とか夜泣きをするのでどうしたらいいかなという相談事業と、あとは保育所の一時保育を利用したいんですけれどもどのような利用の仕方とか、あとは保育所入所を考えているんですけれども今保育所に入所すべきかもう少し子どもと一緒にわかっているほうがいいのかなという、そういうふうな相談がございました。

あと、情報誌ですけれども、見ておられる、ちょっと情報量が多かったのでちょっと見ておられない方もあったんですけれども、でも参考にしておられます。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） この子育て支援センターが保育所の中の職員室の隣に開設されて、その後、入りにくい、父兄が参加しにくいという話もさせていただいて、例えば緑苑坂

なんかでも年に数回やったのが今毎月、そういうことで実施していただいています。

そこで質問なんですけれども、ここのこのネットワークに宇治田原町民生児童委員協議会というのが連携とこうなっていますね。これは、具体的にはどういうものですか。ここに一部、16ページに民児協の写真が出ているんですけれども、例えば、私の住んでいる緑苑坂にも民生児童委員がおるんですけれども、私も、所長ご存じのようにこのおでかけ広場、何回か見させていただいていますね。これ、連携とこうなっているのにその姿を見たことないですね、1回も。だから、この民生児童委員協議会とここの情報ネットワークに連携とわざわざこう入っているのは、どのようなかかわりになっているのか、その辺ちょっと具体的に。

○委員長（垣内秋弘） 中田所長。

○地域子育て支援センター所長（中田正代） 失礼します。

民生児童委員協議会の方には、おでかけ広場とそれからネンネ広場、ヨチヨチ広場のときに一緒に来ていただいてお母さんとお話をしていただいたりとか、始まる前には門のところに立っていただいて支援センターのほうをご案内していただいたりしていますし、主に講座のときにも一緒に来ていただいてお話を聞いていただいたりしていますし、ママの悩みを、民生委員さんは地域におられるので地域の方を紹介するので、例えば南の民生委員さんですということ以南の方が、じゃ、何か相談があるときは民生委員さんに相談してねという感じで来ていただいていますので、広場があるときもネンネ・ヨチヨチ広場、それからおでかけ、岩山のときとか、緑苑坂には民生委員さんは来ていただいているんですけれども、大体広場には民生委員さん来ていただいております。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 今言われたように、私も過去からほかの地区では民生委員さんが参加されているいろんな話をされているというのはよく耳にしていたんです。その割には、緑苑坂の場合1回も多分参加していないと思うんですけれども、そこであえて連携でわざわざここに名前が協議会として出ていますので、それでお聞きしたんですけれども、そのあたりは、やはり全地区、この地区には民生委員さんが行っている、この地区には行っていないというのであれば、参加された方も民生委員がおるのかおらんのかということも含めていろいろ問題やと思うんで、その辺は何かその協議会か何かその会議体があれば、そのあたりはやっぱり全地区参加して、連携がとれるようなことが望ましいと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございますか。今西委員。

○委員（今西久美子） すみません、ちょっとさっきの続きなんですけれども、せっかく  
嘱託の相談員さんを置いていただいたので、本当にあらゆるいろんな所に出かけていっ  
ていただいて相談事業をやっていますということをアピールしていただきたいというの  
が一つと、あとさっきの情報誌ですけれども、情報量が非常に多くてという話もありま  
したけれども、私のイメージの情報誌とでき上がったやつがちょっと大分違って、もう  
少しこう、何て言うかな、かわいらしい感じのカットとかイラストとかもいっぱい入っ  
たようなものを私はイメージしていたので、できるだけわかりやすい見やすい情報誌を、  
今後つくっていかれるようでしたら、ちょっと工夫が必要かなというふうに思うんです  
がどうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 中田所長。

○地域子育て支援センター所長（中田正代） アピールのことなんですけれども、いつも  
相談員には乳児健診とか幼児健診の保健センターのほうにいつも出向いていただいでい  
ます。そして、緑苑坂はやっぱり子育て世帯が多いので、そのときにも一緒に出向いて  
いただいて相談に乗っていただいでいますし、みんなの家も集まる機会が多いのでその  
ときにも一緒に行っていただいでいます。

あと、情報誌については、きょうも洛タイに載っていましたが井手町のほうもカラー版  
で出るということで、ほかの宇治市とかもいただいても皆さんカラー版なので、できる  
だけわかりやすいように、カットとか入れてできるようさせていただきます。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて質疑を終了いたします。

次に、日程第3、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。まず、委員さん。はい、今西委員。

○委員（今西久美子） むく福祉会が、柿酢をつくっておられますね。障がいを持つ方の  
働く場として法人化されたわけなんですけれども、先日ちょっと部署は違うんですけれども  
エコパートナーシップの総会に出席をしたときに、講師の先生が柿酢の効能といいます  
か非常に健康にいいというようなお話もされていたんです。宇治田原町の特産品である  
古老柿の原材料となる鶴の子柿を使った柿酢でもありますし、ちょっと福祉部としても  
その辺との産業との連携も含めてアピールにもっと力を入れていただけるようなことにな  
らないかなとちょっと思ったんですけれどもどうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 光嶋部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） 今ご指摘の点についてでございますが、当初着手されてから以降、生産の数量についても順調に進めていただいておりますというように報告をいただいております。学校給食、また保育所給食等についても、必要な機会があれば確か調味料として使用していたことがあったかというふうに記憶もしております。

ただ、その販路を拡大するということでの今ご指摘かというふうに思いますが、この点につきましてはご指摘いただきました点、担当課の産業観光課のほうとも詰めまして、可能な限りそういったことの活動についてご支援できるようなことには努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 当局のほうから何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 事務局は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、日程第3、その他についてを終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時18分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、教育委員会所管分にかかわる事項について進めます。

日程第1、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、学校教育課所管の小中一貫教育推進協議会について、説明を求めます。黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） それでは、私のほうから宇治田原町小中一貫教育推進協議会につきましてご説明申し上げます。

資料のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、本推進協議会の所掌事務、取り扱うべき項目でございますけれども、以下の3点について意見の交換及び調整を行うということで、従前からのものがございますけれども所掌事務を取り決めさせていただいております。

1点目には義務教育9年間の小中一貫教育の目標及び方針に関すること、2点目には

教育を行うに当たりましての学校運営また組織体制に関する事、3点目には教育課程及び教育活動に関する事、4点目にはそれに伴います保護者また地域の方々と学校との連携に関する事という取り組みになってございます。

当面のスケジュールでございますが、6月23日に平成28年度第1回目の推進協議会を開催させていただきたいと思っております。この際に、協議させていただく予定としておりますのは、役員を選出、今年度の取り組み、学園構想の推進、また愛称の募集等ということで、これにつきましては4月の本委員会におきまして全体の今年度の取り組みにつきましてご説明をさせていただいたところでございます。

今年度、本推進協議会の会議につきましては5回程度を予定しているところでございます。秋ごろには愛称を決定し、冬ごろには新年度体制についてということで取りまとめをし、平成29年度から学園構想に基づいたスタートをしていきたいというふうに考えております。

下段のほうに、委員の皆様方の名簿をつけさせていただいております。各小学校、中学校ごとにPTAの方、評議員の方、学校へのボランティア活動等でご尽力いただいている方々、それと校長によりまして基本構成させていただいております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 今、黒川部長のほうから説明あって、今回新たに協議会を発足ということで新しいメンバーも入っているわけですが、今のご説明で5回程度予定ということで今年度の取り組みとして学園構想推進、愛称募集などこうなっていますね。こういうような一応目標いうんですか、取り組みの課題を掲げて5回程度やられているんですけれども、この学園構想推進というのは具体的にはどの程度のところを指しておられるのか。

過去、この委員会でも何度も前に進んでいないやないかという話をさせていただいたんですけども、あえてこうして学園構想推進いうことを書かれていますので、愛称いうのは、こういうのは恐らくいろんなやり方あるんですけども、すぐにこれがいいいうことで決まるとは思うんですけども、学園構想推進いうのは具体的にどのようなイメージで考えたらいいでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） まず一つには、今原田委員のほうからお話しありましたように

名称の決定でございます。それでもちまして、一体性を持った小中の9年間を見通した教育を確立していくということで、9年間を見通したプログラムですとか教育体制の構築、また学校の中におけます小学校1年生から中学校3年生を見通した中でのプログラムの構成、それをどのような形で推進していくのかというところを協議会の中で検討しまた学校の現場サイドにおきましても各教職員が定期的に検討も進めておりますので、それとベクトル、方向性を合わせた中で確立していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 今のお話で、9年間を見据えたということなんですけれども、これは逆に今に始まったことじゃなくて、以前今までずっと進められてきた中でも議題になって討議されてきたと思うんですね。今回の新たなメンバーで構成された委員会と前とどう違うんか、その辺はどうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 前回からもさまざまなご議論をいただいたところでございますけれども、最終形といいますか一つの学園という名称の中での体制の確立という議論まではしていただいておりますけれども、最終の新体制の中でのスタートというところが切れていないように私自身考えておまして、その中で今回につきましては再度委員の皆様方にご協議いただきまして学園構想のもとで新体制でプログラム、また体制の中でスタートしていきたいということでございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） それで、これ5回程度というのはこの1年間でいいわけですね、平成28年度いう理解でいいわけですね。それで、過去のる問題になっていたような課題、問題がこの5回の一応会議で解決されて一応結論として出るのかどうか、その辺はどうでしょうか。タイムスケジュール的なもので。

○委員長（垣内秋弘） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 今年度におきまして、取り組むべき事項の取りまとめを行いまして、平成29年度、新年度からは新しい体制の中での学園構想でスタートしていきたいということで進めておりますので、今年度中に取りまとめをする予定でございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） となると、一応今年度末にはこの小中一貫の姿が全て見えるというぐあいに理解していいわけですか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 原田委員がおっしゃる全てというところが、私どもの全てというところのニュアンスがわかりにくいところもあるかと思うんですけれども、いわゆる施設のところをおっしゃっていただいているのであれば、施設につきましては従前から教育委員会という形でご答弁なり考え方につきましてご説明をさせていただいております。

この推進協議会につきましては、あくまでも推進の体制につきましての基本的な議論をしていただくということでございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 私、その施設のことも含めていうイメージでご質問させていただいたんですけれども、今部長おっしゃったように施設のことは前回もこの協議会では結論を出さないと、教育委員会ということで今もご答弁ありましたように教育委員会ということなんですけれども、やはりこれ1年終わった段階でそこまで結論を出して、それでその姿を結局住民さんにやっぱり示す。でないと、片一方ではこうして推進していきます、協議しています、こういうプログラムですみたいなことを言うて、肝心の例えば施設がそのまま後ろから追いかけてそれにタイムラグがあるようであれば、なかなかやっぱり前回とまた同じ結果に着地点になるんじゃないかというイメージを私は持っているんです、思いとして。

ですから、やはりその教育委員会のほうでも、この1年間で具体的にどういう、いつまでかというと、施設のほうも分離型か一体型かを含めて結論を出して、この5回が終わったときには同時に住民さんに発表できるような、私は体制が望ましいと思うんですけれどもその辺いかがでしょう。

○委員長（垣内秋弘） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 先ほどの一般質問の中での内田議員からの質問にもございましたように、それに対する教育長のほうは答弁させていただいておりますけれども、適切な時期におきまして、今すぐにとというのはちょっとかなり難しい課題が種々ございますので、適切な時期におきましてきっちりと方向性はお示ししていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 今言われたように、私も一般質問当然参加して聞いています。適切な時期にというその適切というのが過去ずっと来ているわけですね。ですから、今回

5回程度の会議ということで具体的に出てきていますので、その辺やっぱり時期に合わせて適切な時期というものを決められて、先ほどから言いますように住民さんに説明するという形で進めるのが一番望ましいと思うんですけどもそのあたり教育長どうでしょう。

○委員長（垣内秋弘） 増田教育長。

○教育長（増田千秋） 小中一貫教育と施設問題は別問題であるというふうに認識しております。施設の問題のところにつきましては、手法としての小中一貫教育にとって施設がどうであるかという一つの視点にはなり得ますけれども、その他の状況、例えば児童数の問題、それから地域とのあり方の問題等も含めてどういう仕組みづくりをしていくのかということ、改めてそれは教育委員会の中で重々やっぱり十分時間をかけて検討すべき課題であるというふうに認識しとるところです。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） ということは、この5回程度の会議体の中でも結論は出ないというふうに見ておいたらよいですね。

○委員長（垣内秋弘） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 冒頭にこの資料に基づきましてご説明申し上げましたように、推進協議会につきましては所掌事務の中に施設の検討というのは含まれておりませんので、この5回の中では議論はしないということでございます。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑のある方、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

これで、ただいまの出席課の所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、日程第2、その他を議題といたします。

何かございましたら、挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 運動会のことなんですけれども、最近近隣市町でも春に運動会をするという学校がふえているわけですね。これは、従来の秋にすると温暖化のこともあって熱中症対策とかそういうことがあるということなんですけれども、当然これ春に運動会を持ってくるということになると1年間の行事もそっくり入れかえんとあかんということで大変なことやと思うんですけども、そういった部分では今後検討されていく余地があるのかどうか、そのあたりどうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 池尻補佐。

○学校教育課課長補佐（池尻一広） 現在のところは秋ということで続けておりますので、近隣のところではそのようなところもあるかと思えますけれども、学校内でどのようにしていくかという課題が上がってくればまた教育委員会としてもお聞きしたいなというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 何でこういうことをちょっと提案させていただいたか言うと、先日もある先生とお話しさせていただいて、職員間でもやっぱりそういう議論には一応話題には上がっていると。ただ、行政含めて父兄からやっぱりもっと声を上げていくと実際にそういうような行動に移せるけれども、今のところはそこまでなっていないと。実際に、親御さんとしても従来の秋というのはやはり最近ひ弱な子ども言うたらおかしいですけれども多いんで、熱中症なんかで倒れる子もおるんでできたら涼しいこの春にやってほしいというような希望も出ているのは間違いないんです。

だから、一応その辺は各小学校だけとか中学校だけというわけにはいかないので、その辺は2小1中、その辺と教育委員会とで十分ちょっと協議していただきたいなと思うんですけれども、これは要望で結構です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに、委員さんから。今西委員。

○委員（今西久美子） 中学校の体育の授業についてちょっとお聞きしたいんですけれども、中学校は男女別でやられているかと思うんですけれども、ちょっとその状況を教えてもらえませんかでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 池尻補佐。

○学校教育課課長補佐（池尻一広） 現在、中学校におきましては1年生において男女別で学年全体で体育の授業を行っているところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 1年生男女別の……、1年生だけが男女別か。

○委員長（垣内秋弘） 池尻補佐。

○学校教育課課長補佐（池尻一広） 全校男女別ですけれども、1年生だけは学年ごとに行っております。

○委員長（垣内秋弘） もうちょっとわかりやすく答弁して。

○学校教育課課長補佐（池尻一広） 男女別といいますのは、クラスに分かれていますけれども、1年生は学年全体の男子、女子が体育をしております。2年、3年につきましては3クラスありますけれども1学級と2学級が1つになりまして、3クラスあります

けれども3クラスのうち2学級の男女分かれてやるグループと、残りの1クラスの男女が分かれてグループでやっております。

○委員長（垣内秋弘） ちょっと、何か今の説明ではもうひとつ理解しにくいので、もっと具体的に何か例を取り上げてもう少し、1年何組と何組とか、もう少し詳細な説明をお願いします。池尻補佐。

○学校教育課課長補佐（池尻一広） 例えば、確認はしていませんけれども、1組と2組の生徒の男子が集まって1つ、そのとき同時に女子も1組と2組の女子がやっております。それは2年生と3年生です。1年生は学年全体の、3クラスありますけれども、3クラスの全体の男子が1つのグループで、1年生の女子の全体が1つのグループとして同時にやっております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 1年生は全体で男女別やと。これ何人ずつですか。男女それぞれ。

○委員長（垣内秋弘） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時37分

再 開 午前11時43分

○委員長（垣内秋弘） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。池尻補佐。

○学校教育課課長補佐（池尻一広） 1年生男子41人、女子が45人であります。合計86名です。支援学級含めてです。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 1年生は男女別に全学年でやっているということですが、45人で授業をやっているんですか。41人で男子は授業をやっているんですか。

○委員長（垣内秋弘） 池尻補佐。

○学校教育課課長補佐（池尻一広） はい、今の人数のとおりやっております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 児童・生徒の定数というのは、1学級の定数というのは40人ですよね、これは法律で決まっております。体育の授業だけだからといって、40人を超える人数で授業をやっているというのはどうなんですか。なぜこういうことになっているのか。本来なら、2年生、3年生と同じようにクラスを分けてやるべきではないんですか。

○委員長（垣内秋弘） 池尻補佐。

○学校教育課課長補佐（池尻一広） それぞれの男子、女子の指導に当たりまして複数体

制で指導に当たり、1人の教師が40人を見ているということがないようにということで授業のほうを展開しておるところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 複数体制でできんのやったら何で分けてやらないんですか、2年、3年と同じように。

○委員長（垣内秋弘） 池尻補佐。

○学校教育課課長補佐（池尻一広） 2年、3年生と比べますと1年生全体でやる時間数の関係上、そのように1年生を全体でやるほうが時間数が減るということになりますので、その体制上、複数体制でということでやっております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 複数体制でできるんやったら分けてできるんと違うんですか。ちょっとそこは何でかようわからへん。もう1回説明してください。

○委員長（垣内秋弘） 池尻補佐。

○学校教育課課長補佐（池尻一広） 例えば、先ほど言いました2年生、3年生であれば1組、2組、3組ということで分けておりますので1組、2組の授業だけで週、例えば3時間、3組の授業で3時間ということになりますので週合計6時間、2年生だけで授業をするということになります。ところが、1年生全体でやりますと1年生3時間、週3時間ということになりますので、1年生と2年生、3年生を比べますと1年生は半分の時間で授業をこなしていけるということになります。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） だから、何で半分の時間でやらないあかんのですか。その、教師が足りへんのん違うんですか。

○委員長（垣内秋弘） 増田教育長。

○教育長（増田千秋） ただいまご質問のほうで、教師の数が足りないという点でいうと、生徒数の関係でいうと体育の教師が減ったことはありませんので生徒数自身も昨年度に比べると減ってきていますので、まずそこを先に報告します。

実は小学校でもそうなんですけれども、体育の授業、低学年、中学年なんかでも2クラスの合同の授業を設定することが多いです。それはなぜかというと、子どもたちの体制、2人の目で見られる、細かく。2人が分担しながらその子どもたちの学年の状況に合わせて配慮もできるしということで、必ずしも人数が足りていたら別々にしたほうがよいという意味ではなくて、一緒にすることによってより効果が上がるということで小

学校等でもしているところです。

中学校のところにおきましては、学校体制全体の中でこの教師の配置の使い方であったり時間の割り振りであったり、それから狙いをどういう形でこの学年のこの体育を一緒にすることによってどういう効果を上げていくのかということを考える中で、中学校においてはこの処置をとられているのではないかと考えております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） そんなことは聞いていなくて、それは合同でやったほうが効果上がる授業もあるでしょうけれども、これ全部やっているでしょう、全部41人、45人でやっているんでしょう、毎時間毎時間、体育については。そこが、複数入っているからいいと。45人で、40人学級が定数なのにもかかわらず45人で授業を毎回していると。そこに問題はないんですか。

○委員長（垣内秋弘） 教育長。

○教育長（増田千秋） 先ほど申し上げましたように、小学校でも1年生の場合は35人学級ですけれども40人を超える人数でずっと今までしてきているので、それでも複数でやっているということですので、同様に中学校の部でも同じ捉え方であろうというふうに理解しております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） しつこいようですけれども、必ず毎時間複数で両方を見ているということでもいいんですか。男子41人ですよ。

○委員長（垣内秋弘） 池尻補佐。

○学校教育課課長補佐（池尻一広） 今現在はそのような授業を続けておるところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 体育の授業というのは子どもたちが活動しますので、動きますのでやはり事故等も非常に多い教科なんですよね。特に、陸上競技なんかで突然死が非常に多いと、全国的にはそういう統計も出ております。そういう意味では、45人で授業をするということが私はやっぱり問題やと思うんですね。小学校でもやっているということですが、ずっとやってきたということですが、そこは必ず担任が複数おりますよね。この中学校の1年生の場合、本当にそのように体制になっているのかどうか、これは現場の教員からも是正をしてくださいということで要求が出ているんですか。聞いておられませんか、現場から。

- 委員長（垣内秋弘） 池尻補佐。
- 学校教育課課長補佐（池尻一広） 現場からは聞いておりません。
- 委員長（垣内秋弘） 今西委員。
- 委員（今西久美子） 教育長、どうですか。
- 委員長（垣内秋弘） 増田教育長。
- 教育長（増田千秋） 基本的に内容事項につきましては、学校教職員の意見につきましては学校長の意見を通じてお聞きしているところです、そういう形での把握という形になります。
- 委員長（垣内秋弘） 今西委員。
- 委員（今西久美子） だから、現場からはどうなんですか。聞いていなかったらいいですけれども。
- 委員長（垣内秋弘） 増田教育長。
- 教育長（増田千秋） 今の段階ではお聞きしていないところです。
- 委員長（垣内秋弘） 今西委員。
- 委員（今西久美子） 定数を超えて授業をやっているということについて、一つ私は問題やと思っておりますし、また実際やっているところ、ぜひとも教育委員会としても見ていただきたい。実際に体育の先生にどうなのかということもぜひとも聞き取りもしていただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。
- 委員長（垣内秋弘） 教育長。
- 教育長（増田千秋） どういう状況で実施されているのかとの把握に努めたいと思います。
- 委員長（垣内秋弘） よろしいか。
- 委員（今西久美子） はい。
- 委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（垣内秋弘） 当局から何かございますか。教育長。
- 教育長（増田千秋） 過日のグリーンライフカレッジ開講式並びにことぶき大学の開講式にご臨席、また先日の町内のあいさつ・声かけ運動に多数ご参加いただきまして厚く御礼を申し上げます。
- 委員長（垣内秋弘） 以上ですか。
- 教育長（増田千秋） はい。

○委員長（垣内秋弘） 事務局。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ほかにないようでございますので、日程第2、その他について終了いたします。

本日は、付託議案1件、所管事項報告等の審査が終了いたしました。無事に審査を終了いたしましたことにお礼を申し上げます。

また、当局におかれましても、詳細な説明、資料作成等ご苦労さんでございました。

本年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行が本格化してくる時期となりました。各所管課におかれましては、早期の着手、速やかな事業進捗を行う中において適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

7月の閉会中の委員会においては、第2四半期の執行状況の報告を願う予定をいたしております。7月19日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦労さんでございました。

閉 会 午前11時54分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長          垣   内   秋   弘